

障害者 福祉情報

142号 2016年3月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が4月から施行されます。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が、一部を除き平成28年4月1日から施行(平成25年6月19日に成立、同月26日に公布)されます。

同法は、障害者基本法に規定する「差別の禁止」の基本原則を具体化する法律です。

障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

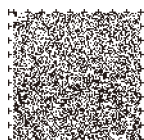
同法により、行政機関等及び事業者は、障害を理由として、障害でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害することが禁じられます。

また、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があり、その実施に伴う負担が過重でない場合は、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)を行うことが、行政機関等には法的義務、事業者には努力義務とされます。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^{〔※〕} ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

もくじ／通巻142号

- ・ 障害者差別解消法の概要とポイント…………… 1～4
- ・ 改正障害者雇用促進法の概要とポイント…………… 5～6
- ・ ほんだな…………… 7
- ・ 福岡県障害者福祉情報ハンドブック2016案内…………… 8



障害の有無で差別されない
共生社会の実現へ

◆障害者差別解消法とは

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

この法律では、主に次のことを定めています。

①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。

②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。

③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的な内容等を示す「対応要領」「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等の

ための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

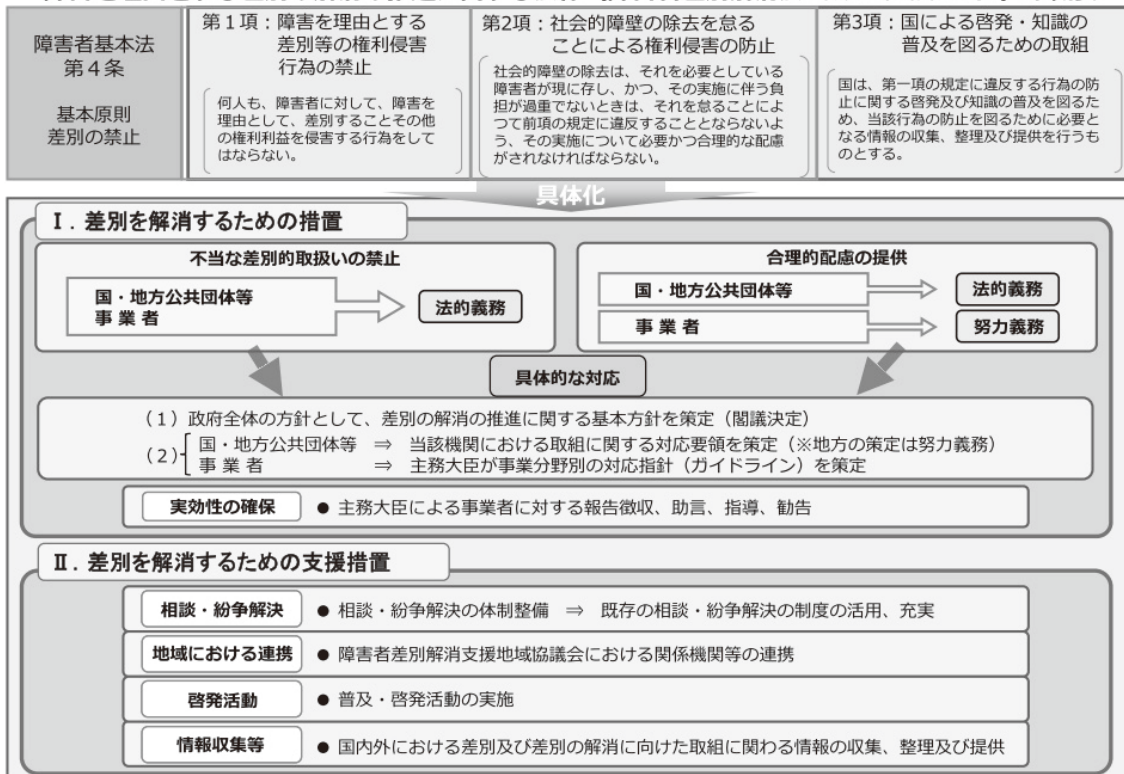
◆障害を理由とする差別とは

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

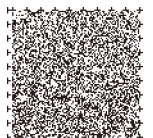
また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明※があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、合理的配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

※知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族等が本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）



◆障害者差別解消法Q&A

Q 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A 典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

Q 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？

A この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象としており、一般の方が個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。

Q 民間事業者による取組がきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？

A 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障害を理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。

Q 雇用における障害のある方に対する差別も、この法律の対象になるのですか？

A 雇用の分野における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法に定めるところによりします。

◆障害種別ごとの合理的配慮の例

視覚障害

・声をかけるときには前から近づき「〇さん、こんにちは。△です」など自ら名乗る。

・点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書等を点訳または拡大したもののやテキストデータを事前に渡す。

聴覚障害者

・「筆談対応いたします」などのプレートや、主な手続きを絵文字等で示したコミュニケーションボードを用意する。
・駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

盲ろう

・見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供。
・自筆が困難な障害者からの要望を受けて、本人の意思確認を適切に実施した上で代筆対応する。

肢体不自由

・段差がある場合に補助する（キャスター上げ、携帯スロープなど）。
・車いすの利用者が利用しやすいようカウンターの高さに配慮

する。

・商品宅配時において具体的要望があった際に、品物を家の中の指定されたところまで運ぶ。

知的障害

・ゆっくりと短い言葉や文章で、わかりやすく話しかける。
・書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示す。
・漢字を少なくしてルビを振るなどの配慮で理解しやすくなる場合がある。

精神障害

・薬物療法が主な治療となるため内服を続けるために配慮する。
・一度に多くの情報が入ると混乱するので、伝える情報は紙に書くなどして整理してゆっくり具体的に伝えることを心掛ける。

発達障害

- ・物や絵、文字などを見せながら短い言葉や文章で話す。
- ・吃音など話し言葉に苦手があ
る場合は、急がずに丁寧に話
しを聞く。
- ・感覚過敏がある場合は、たとえ
ば机・いすの脚に緩衝剤をつけ
て教室の雑音を軽減するなど、
音や机触り、室温など感覚面の
調整を行う。

難病等

- ・疲労や緊張などに配慮し別室や
休憩スペースを設ける。
- ・慢性的な病気等のために他の児
童生徒等と同じように運動がで
きない児童生徒等に対し、病気
等の特性を理解し、過度に予防
または排除をすることなく、参
加のための工夫をすること。

こんなことで 困っていませんか？

障害があることで障害のない人たちは
違う扱いを受けて困った、
自分の障害に合った必要な工夫や
やり方をしてもらえなかったことはありませんか？

お店に入ろうとしたら
車いすを利用している
ことが理由で、断られた。



災害時の避難所で、
聴覚障害のある人がいると
管理者に伝えたのに、
必要な情報が音声でしか
伝えられなかった。



交通機関を利用したいとき、
どの乗り物に乗ったら
いいのかわからないので
職員に聞いたが、
わかるように
説明してくれなかった。



アパートの契約をするとき、
「私には障害があります」と伝えると、
障害があることを理由に
アパートを貸してくれなかった。



スポーツクラブや
習い事の教室などで
障害があることを理由に、
入会を断られた。

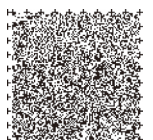


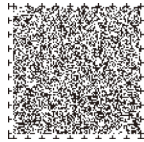
役所の会議に呼ばれたので、
わかりやすく
説明してくれる人が
必要だと伝えていたが、
用意してもらえなかった。



みんなの声を受けて、
障害者差別解消法ができました。

参考資料：内閣府ホームページ及び内閣府発行「障害者差別解消法ができました」から抜粋





紛争解決促進法の特
例を設け、都道府県
労働局長が必要な助

助の仕組みとして、事業主にに対し、
①②に係る障害者からの苦情の自
主的な解決を努力義務化する、当
該事項に係る紛争に
ついては、個別労働

等)を定めています。
また、③苦情処理・紛争解決援
助の仕組みとして、事業主にに対し、
①②に係る障害者からの苦情の自
主的な解決を努力義務化する、当
該事項に係る紛争に
ついては、個別労働

◆改正障害者雇用促進法とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」(改正障害者雇用促進法)が平成28年4月1日(平成25年6月13日に成立、同月19日に公布)に施行されます。

言、指導又は勧告をすることができ
るものとする。同時に、新たに
創設する調停制度の対象としてい
ます。
対象となる障害者は、障害者手
帳を持っている方に限定されませ
ん。身体障害、知的障害、精神障
害(発達障害を含む)その他の心
身の機能に障害があるため、長期
にわたり職業生活に相当の制限を
受け、又は職業生活を営むことが
著しく困難な方が対象です。

<改正のポイント>

Point1

雇用の分野での障害者差別を禁止

障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されます。

Point2

雇用の分野での合理的配慮の提供義務

障害者に対する合理的配慮の提供が義務となります。

Point3

相談体制の整備、苦情処理 紛争解決の援助

障害者からの相談に対応する体制の整備が義務となります。
障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務となります。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障害者の雇用に係る状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

(1) 障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。

(2) 合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。
ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

(想定される例)

- ・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
- ・ 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること

→(1)(2)については、公労使障の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。

(3) 苦情処理・紛争解決援助

- ① 事業主に対して、(1)(2)に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。
- ② (1)(2)に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例(紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等)を整備。

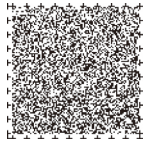
2. 法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行(H30)後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

3. その他

障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。

施行期日:平成28年4月1日(ただし、2は平成30年4月1日、3(障害者の範囲の明確化に限る。)は公布日(平成25年6月19日))



◆ポイント①

雇用の分野での障害者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進等の雇用に関するあらゆる局面で、以下の対応を行うことは、障害者であることを理由とする差別に該当し、禁止されます。

- ・障害者であることを理由に障害者を排除すること
- ・障害者に対してのみ不利な条件を設けること
- ・障害のない人を優先すること

【募集・採用時の差別の例】

- ・単に「障害者だから」という理由で求人への応募を認めないこと
- ・業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること

【採用後の差別の例】

- ・労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で、異なる取扱いをすること

※禁止される差別に該当しない場合

合の例

- ・障害者のみを対象とする求人
- ・障害者でない労働者の能力が障害者である労働者に比べて優れている場合に、障害のない労働者を昇進させること

- ・研修内容を理解できるよう、合理的配慮として障害者のみ独自メニューの研修をすること

◆ポイント②

雇用の分野での合理的配慮の提供義務

合理的配慮とは、以下のことを言います。

- ・募集及び採用時においては、障害者と障害者でない人との均等な機会を確保するための措置
- ・採用後においては、障害者と障害者でない人の均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となっていない事情を改善するための措置

【募集・採用時の合理的配慮の例】

- ・視覚障害がある方に対し、点字や音声等で採用試験を行うこと
- ・聴覚・言語障害がある方に対し筆談などで面接を行うこと

【採用後の合理的配慮の例】

- ・肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと
- ・知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつ行ったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと

- ・精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し通院・体調に配慮すること

※合理的配慮は「過重な負担」にならない範囲で事業主に講じていただくものです。「過重な負担」かどうかは、実現困難度、費用負担の程度、企業の規模等を総合的に勘案して判断します。

◆ポイント③

相談体制の整備、苦情処理紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。また、障害者に対する差別や合理的配慮の提供に係る事項について、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

対する差別や合理的配慮の提供に係る事項について、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。



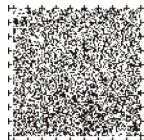
◆ポイント④

法定雇用率の算定基礎の対象に、精神障害者が追加

平成30年4月1日に施行されます。施行後5年間に限り、企業の準備期間を考慮した激変緩和措置がとられます。

【参照ホームページ】

厚生労働省▼政策について▼分野別の政策一覧▼雇用・労働▼雇用に障害者雇用対策

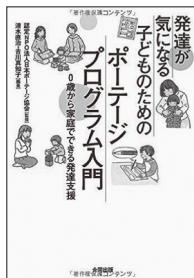


福祉情報センターでは、福祉に関する
図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。

- 利用時間 9:00～17:00
- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日・第4月曜日は除く)
- 貸出 図書・ビデオ・DVD 合計10点まで
※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。
※遠方の方や外出が困難な方のために配送での貸出返却も行っています。(送料実費負担)
- 貸出期間 2週間以内
- 問い合わせ先 福祉情報センター ☎816-0804 春日市原町3丁目1番地7
☎ 092-584-3330 FAX 092-584-3319

「発達が気になる子どものためのポータージ プログラム入門」

清水直治・吉川真知子 編
出版：合同出版



ポータージプログラムは、発達に遅れや偏りのある乳幼児の親(保護者)が中心となって、子どもの発達を支援する早期対応プログラムです。本書では、実例を交えて、0歳からできるよい行動を増やす“家庭中心アプローチ”を分かりやすく解説しています。

「輝いて生きる高次脳機能障害当事者からの発信」

橋本圭司 編
出版：クリエイツかもがわ



元競輪選手の石井雅史さん(練習中に交通事故で受傷し高次脳機能障害となる)・智子さんご夫妻をはじめ、高次脳機能障害当事者への取材から、ご本人や家族がどのように悩み、感じているかに迫ります。

「だいじょうぶ！依存症」

高部 知子 編
出版：現代書館



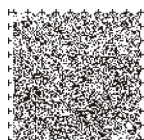
みなさんは依存症のことを知っていますか？
依存症は薬物あるいは行動学習によって、脳の構造が変わってしまったことから起こる精神疾患です。脳のメカニズムから回復まで、精神保健福祉士が「依存症」をやさしく解説します。

「18歳のあずさ 先天性網膜色素変性症を乗り越えて 南條あずさ遺稿集」

横井とし子 編
出版：文芸社



健常者と障害者には壁があると感じた娘(あずさ)の気持ちと18歳の願望を綴った1冊。生きていた証を残すために、また同じ障害を持った方にも届くように、亡くなった娘の卒業論文とエッセイをまとめています。



福岡県障害者福祉情報 ハンドブック2016

平成28年
3月発行

発行 福岡県社会福祉協議会（福岡県福祉情報センター）

価格 1部 1,300円（税込） A4版 434頁

★障害者福祉制度・施策を満載

- | | |
|------------|--------------------|
| 1 手帳制度 | 8 就労 |
| 2 保健・医療・衛生 | 9 まちづくり・ボランティア |
| 3 日常生活援助 | 10 住宅 |
| 4 教育・育成 | 11 移動・交通 |
| 5 療育・訓練 | 12 教養・余暇・スポーツ |
| 6 年金・手当 | 13 情報・通信・コミュニケーション |
| 7 税金 | |

★県内における障害福祉サービスの利用状況を掲載

★県内全市町村の実施する地域生活支援事業を網羅

- | | |
|---------------|--------------------|
| ・ 相談支援事業 | ・ 移動支援事業 |
| ・ 意思疎通支援事業 | ・ 地域活動支援センター機能強化事業 |
| ・ 日常生活用具給付等事業 | ・ その他の事業 |

★各種相談窓口、施設名簿、地域活動支援センター等を掲載

購入を希望の際は、下記窓口にお越しいただくか、申込書に必要事項を記入のうえ、FAXまたは郵送でお申込みください。

送付をご希望の場合は、4月中旬からの発送となります。

障害者福祉情報ハンドブック2016 申込書			
申込部数	部 ×1,300円 + 送料 が 御請求額になります。		
氏名・団体名			担当者名
送付先	〒		
TEL		FAX	
備考			

送 料：10部まで 475円（九州内）

11部以上及び九州外の送料は、下記へ問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ先】

福岡県社会福祉協議会 県民サービス部 人材・情報課

〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ東棟2階

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

